

令和２年度第２回大船渡市水道事業運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和２年11月５日（木）13:30～14:30
- 2 場 所 大船渡市役所 第１会議室
- 3 出席者
（委 員） 細川廣行会長、福田かな子委員、佐藤優子委員、新沼眞作委員、
沼田京子委員、杉森一博委員、金野弘美委員、上部博子委員
（事務局） 大浦所長、新沼所長補佐、佐々木所長補佐、今野所長補佐、
吉田係長、熊谷係長、及川係長、小田主事
- 4 欠席者 崎山恵美子副会長、新沼律子委員
- 5 議 題 （１）大船渡市水道事業経営戦略（案）について
（２）その他
- 6 会議経過 以下のとおり

1 開会

（新沼補佐）

定刻となりましたので、ただ今から令和２年度第２回大船渡市水道事業運営審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます水道事業所の新沼と申します。よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めて参りたいと思います。

では、事前に皆様に資料等を配布させていただきましたが、お忘れになった方はいらっしやいますでしょうか。

それでは「２ 会長挨拶」でございます。会長挨拶を細川会長からお願いいたします。

2 会長あいさつ

（細川会長）

本日は大変お忙しい中、運営審議会にご出席いただきましてありがとうございます。日頃から水道事業の円滑な運営に関しましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。その中で岩手県内の感染者が29名ということで、東北では仙台、全国では東京、大阪、最近では北海道も多いようです。これからインフルエンザの季節でもあり、空気が乾燥するとさらに感染が広がる恐れがあります。来年あたりになると思われますが、コロナウイルスに対するワクチンに期待したいものだなと思っております。

今日は大船渡市の水道事業経営戦略案についてご説明申し上げます。委員の皆様方には、ご忌憚のない意見を賜りますようお願い申し上げます、会長挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(新沼補佐)

ありがとうございました。それでは、「3 協議」に入らせていただきます。審議会規則第4条第2項の規定により、ここからは会長が会議の議長となりますので、細川会長よろしくお願いいたします。

3 協議

(細川会長)

それでは次第の「3 協議」に入ります。「(1) 大船渡市水道事業経営戦略(案)について」を、事務局からご説明願います。

(大浦所長)

所長の大浦でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、お手元の資料にて経営戦略の計画作成の趣旨、計画の位置づけ及び計画期間についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

―― 資料「大船渡市水道事業経営戦略(案)」1ページを説明 ―――

私からの説明は以上となります。

(新沼補佐)

続きまして、私からご説明申し上げます。

―― 資料「大船渡市水道事業経営戦略(案)」目次、2～16ページを説明 ―――

(今野補佐)

所長補佐の今野です。私からは17ページからの事業計画について説明いたします。

―― 資料「大船渡市水道事業経営戦略(案)」17～19ページを説明 ―――

事業計画については、以上となります。

(新沼補佐)

続きまして、20ページの財政見通しでございます。

―― 資料「大船渡市水道事業経営戦略(案)」20～24ページを説明 ―――

全体を通しまして、以上となります。

(細川会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見を頂戴したいと思います。

(新沼委員)

8ページの「ア 民間委託等の推進」について、経費削減の観点から包括的な委託の実施には至っていないとのことだが、現時点では水道事業について包括的な委託を任せられるような業者がないという認識でよろしいか。

(新沼補佐)

大規模な自治体では、職員は経営管理の数名だけ配置し、水道事業全体を包括的に民間委託しているところもあります。我々も調査や研究を進めてまいりましたが、スケールメリットの観点から、大船渡市の規模では請負する業者の方にも採算の問題が出てきてしまうため、なかなか包括的な委託は難しいのが現状です。

ちなみに、水道事業の広域連携を国の方で進めているのは、このスケールメリットの効果を出すためであります。例えば、大船渡単体では導入できないが、釜石や高田と連携すれば包括委託が可能となる人口規模となります。その方向で検討するというのが国の指導であり、導入の可否はともかく、今後調査をしていきたいと考えております。

(新沼委員)

民間委託については、毎日飲む水に関わることであるので、人体に及ぼす影響ということも考えると、果たして民間に委託していいものかという問題点もあります。水道事業における採算について合理化を図ることができるとしても、水道の観点から見た市民の健康への影響を考えれば、安易に民間委託にするべきではない。包括委託の可否を検討する際に、その部分も十分に考えていただきたい。

(大浦所長)

おっしゃる通り、安易に委託に頼った結果、一步間違えれば私たちの命に関わります。その部分は、包括委託を検討する上での第一条件としてきちんと見極めることを前提として考えております。海外においては一般に委託した水道事業を、公営に戻したという話もあります。慎重に進めてまいります。

(新沼補佐)

補足ですけれども、平成30年度末に水道法の改正がありまして、その際に民間委託について話題となりましたが、現時点で大船渡市としては水道事業そのものを民間に委託する予定は全くありません。当市の業務委託については、検針や水道施設の管理について、個人や業者に対して個別に1件ずつ委託契約を結んでおりますが、それらを少しでもまとめて委託することができれば、その分経費も削減できるのではないかという考えのもと、検討を進めております。水道事業における経営権の譲渡を検討するというわけではないので、そこはご理解いただきたいと思います。

(新沼委員)

15ページ「③の料金の改定」について、需要者間の負担に公平に対応した料金体系の見直しとあるが、令和3年4月に改定した後も、公平ではない料金体系が続くように読めてしまう。様々な角度から検討して今回の値上げ幅を設定したとは思いますが、今後も料金体系の公平性について、なんらかの課題が残されているのか。

(新沼補佐)

5ページに来年4月に改定する料金体系を掲載しております。上の方の下から4行目の方で、一方で水道料金体系は用途別の料金に一部に一般的に広く採用され、公平性の高い口径別料金を取り入れます。大船渡市は水道を普及させる目的で、家事用についてはかなり安くしました。まず安く水道を提供して、皆さんに水道を引いてもらう。これを政策的に行いました。そして、ある程度普及率が高まったところ、同じ20ミリの水道を引いているのに、家事用、団体用、営業用で差がついている状態となっておりました。そこで、今回の水道料金改定で、用途別かつ一部口径別という方式を取り入れるということになります。本来であれば、すべての用途において口径別料金を取り入れるべきですが、それを導入しますと、現在の水道使用者の中で水道料金が極端に上がってしまう使用者がいます。ですので、まずは部分的に取り入れて、次回の料金改定の際には再度検討の上、公平な料金体系となるように進めます。県内では、用途別料金を採用しているのは大船渡市、陸前高田市、二戸市で、それ以外の市町村についてはほぼ口径別料金に移行しております。

(新沼委員)

家庭用であっても太い管を使用している方については料金が高くなるということか。

(新沼補佐)

仰る通りです。一般的には家庭用ですと20ミリの管を使用している方が多いですが、2世帯住宅などは30ミリを使用している方もいます。その場合、水道施設にその分の負荷がかかりますので、使用者に相応の負担をしていただくというのが口径別料金の考え方です。

(新沼委員)

14ページ「③の利便性の向上」について、現在口座振替とコンビニ支払があるが、当然委託料等のコストが発生している。そしてクレジットカードによる決済を導入も検討していく必要があると思う。これを導入することにより料金の収納についてはメリットがあるが、費用の問題がやはり出てくる。導入費用、月額費用、決済1件当たりの費用もかかってくるため、安易に取り入れるべきではないと思う。水道収入が減少傾向となっている状況で、どの程度利便性を確保していくか十分に検討していただきたい。

(大浦所長)

皆さんご存じのとおり、ガス電気というのは口座振替等の便利なサービスがあります。税金につきましても自主的に収めていただく上で様々な配慮が必要だということで、市の方でもクレジット決済の話が出てきています。ただ、新沼委員が仰った通り、クレジット

決済等の収納方法を新しく導入する場合、新たに発生する費用の面での問題があります。やる、やらないに関わらず、水道事業所としても研究をしておかなければならないと考えております。他市の導入状況を含め、調査した結果をこの審議会場でみなさんにお示しできればと考えております。

(新沼委員)

水道、税金、電気、ガス等の料金の徴収について利便性を確保するのはいいが、それらにかかるコストによって市民への負担がかからないようにしていただきたい。

もう一つ、14ページ「③の利便性の向上」の対応職員の接遇向上については、経営戦略の内容として記述する必要はないと思うので、検討願います。

(上部委員)

水道料金の未収金の状況はどうなっているのか。

(及川係長)

4月分から9月分の水道料金については、収納率が98.5%となっております。下半期も収納率の向上に努めてまいります。

(新沼委員)

前回の会議の際に質問しましたが、水道事業決算で、減債積立金と未処分利益の関係について等、一般企業では通常行わない会計処理がある。公営企業会計である以上、企業会計に基づいて会計処理をするべきであるが、企業的な部分が活かされていないと見受けられる。そういった疑問が発生しやすいということを視野に入れた資料の作成等について、改善の方法を考えていただきたい。

(大浦所長)

前回の審議会では水道事業決算につきまして、誤解や混乱が生じたかと思います。次回の審議会では、水道事業会計についてどのような理屈でこの数字になっているのかの流れをイメージさせるような資料を作成し、皆さんに分かりやすいような形でお示しします。

――― 他に意見無し ―――

(細川会長)

それでは、協議(1)「大船渡市水道事業経営戦略(案)について」これを了承することとします。

次に協議(2)「その他」に関しまして、事務局からありますでしょうか。

(新沼補佐)

その他については、特にありません。

それでは、すべての協議を審議いただきましたので、これで議長の任を解かせていただ

きます。進行にご協力いただき大変ありがとうございます。

4 その他

(新沼補佐)

では、次第4「その他」となりますが、経営戦略以外のところで何かございますか。

――― 他に発言なし ―――

5 閉会

(新沼補佐)

それでは、以上を持ちまして、令和2年度第2回大船渡市水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。